

令和7年度ヤングケアラー支援作業部会の検討結果について

1 趣旨

令和7年度ヤングケアラー支援作業部会の検討結果について、ヤングケアラー支援作業部会設置要領第5条第3項に基づき報告するもの

2 支援フロー及び関係各課の役割に基づく実施状況調査について

(1) 目的

令和6年度に整理したヤングケアラー支援フロー及び関係各課の役割について、各課における実施状況や課題を把握することを目的として実施した。

(2) 調査対象

ヤングケアラー支援作業部会員が所属する15部署

(3) 調査結果

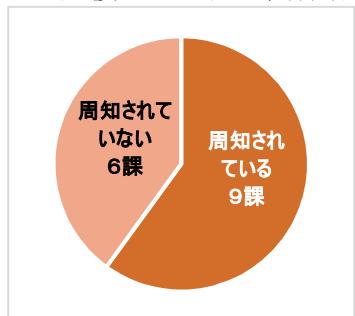
別紙1のとおり

(4) 調査結果から見えた課題

ヤングケアラー支援フロー及び関係各課の役割について、課内での周知ができるていない部署や、ヤングケアラー支援について正確な情報が共有されていない部署が見受けられた。その結果として、ヤングケラーラーの把握や見守り等の役割を十分に果たせていない状況が一部で確認された。

【参考】

ア 支援フロー及び関係各課の役割の周知状況について



【周知されている】

人権推進課／くらしのまるごと相談課／障害者施設課／介護保険課／西生活課／金町保健センター／子育て政策課／児童相談課／子ども家庭支援課

【周知されていない】

高齢者支援課／障害福祉課／保健予防課／子育て応援課／子育て施設支援課／総合教育センター教育支援課

イ 職員向け研修の参加状況について

参加者 17人

ヤングケアラー支援作業部会構成部署の参加状況

4人参加…児童相談課

1人参加…人権推進課／介護保険課／障害福祉課／障害者施設課／西生活課／子育て政策課／子育て施設支援課／子ども家庭支援課

参加なし…くらしのまるごと相談課／高齢者支援課／保健予防課／金町保健センター／子育て応援課／総合教育センター教育支援課

3 今後について

ヤングケアラー支援については、既存の支援事業や既存の支援体制を活用し実施していくこととしているため、各課が日常業務を行うに当たり、いかにヤングケアラー支援の視点を持って取り組めるかが重要となる。このため、作業部会としては、実施状況調査の結果を踏まえ、以下の取組を進めていくこととする。

- (1) ヤングケアラー支援フロー及び関係各課の役割が十分に周知されていない部署や、役割の認識に相違が見られた部署が確認されたことから、各課において、改めて支援フロー及び関係各課の役割について、正確な情報を課内で共有する。
- (2) 実施状況調査の結果、一定の部署で「子どもを介護力とすることのない配慮」が実施されていることが確認された。この取組を今後も継続し、確実に定着させていくため、職員向け研修においては、引き続き、子どもを介護力としないための配慮のポイントや各課の役割等について周知を図っていく。

実施状況調査の結果

課	支援フロー及び役割についての周知	②ヤングケアラーに関する周知・啓発	③区民・職員・団体向け研修(ヤングケアラーの概念・特徴、区の支援体制)	④ヤングケアラーの把握	⑤一次受け、聞き取り	⑥アセスメント、支援方針の検討	⑦相談への連絡調整、役割明確化、支援計画策定(支援会議等の実施)	⑧支援の実施	⑨見守り	⑩ピアサポート等活動実施	子どもを「介護力」とすることのない配慮について(開催場所への取組)	子どもを「介護力」とすることのない配慮について(開催場所への取組)
人権推進課	実施内容	・周知されている	・特に研修は行っていない。	・ヤングケアラーを直接対象にすることはないため、把握もしていない。				・ヤングケアラーを直接対象にすることはないが、DV相談・悩みごと相談・法律相談などの相談業務において、把握した場合には、状況に応じ担当課につなげていく。	・ヤングケアラーを直接対象にすることはないが、DV相談・悩みごと相談・法律相談などの相談業務において、把握した場合には、状況に応じ担当課につなげていく。		・広報紙や交換便等のチラシを必要な方に情報が届くよう意識して、ウィメンズバル(男女平等推進センター)で配布。	・相談業務の委託カウンセラー等には、相談資料の一部として手渡し、ヤングケアラーに関する話題が出た場合の対応として活用するよう依頼している。
	課題・改善点											
くらしのまるごと相談課	実施内容	・周知されている	・ヤングケアラーの専従部署ではないため、実施していない。	・ヤングケアラーを含めた課題のある子ども・若者の世帯から相談があった際には、連携先につないでいる。	・相談があった際には、必要な情報を丁寧に伺い、その内容に応じて適切な支援機関につないでいる。	・相談内容に応じて、アセスメント、支援方針の検討を行っている。	・相談があった際には、必要な情報を丁寧に伺い、その内容に応じて適切な支援機関につないでいる。 ・また、支援機関が複数に及ぶ場合は支援会議の実施を検討する。	・相談があれば適宜対応している。	・基本的に連携先である子ども総合センターや学校で実施するものと考えている。		・支援計画は具体的な福祉サービスを提供できる連絡先が策定するものと考えているが、その計画策定に向けて、初動で得た情報を提供できるようにしている。	・情報提供を速やかに行うようにしている。
	課題・改善点				・ヤングケアラー対象者以外の世帯員の状況が把握しづらい。	・状況が把握しづらいことから世帯員への接触も難しく、原因解消の支援しづらい。	・情報収集と情報共有の難しさを感じる。					
高齢者支援課	実施内容	・周知されてない	・なし	・なし				・発見したり相談があつたりした場合は担当部署につなぐ	・関係機関と連携していく		・家族等介護支援事業や介護サービスなど支援できる事業を案内できるようにしている。	・情報共有や連携できるような関係づくりを心がけている。
	課題・改善点	・ヤングケアラーケースがほとんどないため										
障害福祉課	実施内容	・周知されてない	・特になし	・家庭訪問、面接等により家庭状況を把握している。				・障害福祉サービス等の導入、相談支援事業所やサービス提供事業所との情報共有及び支援方針の検討	・障害福祉サービス等の導入、相談支援事業所やサービス提供事業所との情報共有及び支援方針の検討		・ヤングケアラーに特化した計画は作成していないが、ケース台帳に世帯状況や課題、支援方針を記載する場合もある。 ・可能であれば、兄弟と接触できるように心がけている。	・相談支援専門員が作成するサービス等利用計画において、兄弟を含めた世帯全体に対する支援方針を記載するように相談支援専門員に対して助言している。
	課題・改善点	・課内での情報共有不足(情報共有の必要性に関する理解不足、係長職による内容の未確認)。課内での情報共有を徹底する。	・研修の実施予定はないが、相談支援専門員に対する助言や同行支援により問題意識を醸成していく。	・把握した情報の共有化とチェック体制の確立				・支援者サイドのヤングケアラーに対する問題意識の醸成	・支援者サイドのヤングケアラーに対する問題意識の醸成			

実施状況調査の結果

課	支援フロー及び役割についての周知	②ヤングケアラーに関する周知・啓発	③区児・職員・団体向け研修(ヤングケアラーの概念・特徴、区の支援体制)	④ヤングケアラーの把握	⑤一次受け、聞き取り	⑥アセスメント、支援方針の検討	⑦協議会への連絡調整、役割明確化、支援計画策定(支援会議等の実施)	⑧支援の実施	⑨見守り	⑩ピアサポート等活動実施	子どもを「介護力」とすることのない配慮について(障害措置への対応)	子どもを「介護力」とすることのない配慮について(障害措置への対応)
障害者施設課	実施内容	・周知されている		・児童発達支援、生活介護事業所、地域活動支援センターとも相談支援で当人および家族の状況の把握に努めている。				・相談支援で共感型支援や寄り添い支援を実施している。	・相談支援で共感型支援や寄り添い支援を実施している。		・現在はヤングケアラー支援における具体的な取り組みは行っていないが、子どもを「介護力」としないようにすることを目的とした研修や講演会を職員向けに実施することを検討している。	・本課では若者に直接支援することはないが、相談等があつた場合、適切な支援機関につなぐことができる体制を整えることを検討している。
	課題・改善点			・当施設通所の他に兄弟姉妹がおり、本来の保護者に課題がある場合など、兄弟姉妹が認識しないままケアラーとして関わってしまうよう、相談支援を行う中で、当人だけでなく、家族やサポート関係者からのヒアリングや連携を強めていく。								
介護保険課	実施内容	・周知されている	・介護認定調査員新規研修の際、ヤングケアラーについて説明し、発見した場合の当係への連絡を依頼している。	・認定審査会資料を通じて審査会事務局担当職員が発見、相談があつたため、くらしのまるごと相談課へ情報提供したことがある。(令和5年度)				・介護保険の要介護認定を扱う部署であり、具体的な支援は行っていない。	・介護保険の要介護認定を扱う部署であり、継続的な見守りは行っていない。		・今後、新任・転任者向け課内研修の際、ヤングケアラーの概要と支援体制について説明し、理解を促すようにしたい。	・介護認定調査員新規研修の際、ヤングケアラーの概要について説明し、発見した場合の当係への連絡を依頼している。 ・各調査員から連絡があつた場合、一次受けの役割を扱う担当課へ情報提供予定。
	課題・改善点		・今のところ調査員からの連絡はないが、今後も継続していく予定。	・調査員からだけでなく、審査会事務局担当職員へも周知を継続していく。				・対象と思われる児童が発見された場合は、一次受けの役割を扱う担当課へ情報提供する以上の支援は困難。	・対象と思われる児童が発見された場合は、一次受けの役割を扱う担当課へ情報提供する以上の支援は困難。			
西生活課	実施内容	・周知されている	・係会議(事務研究会)等を通じて全職員に説明していく。	・家庭訪問及び関係支援機関との情報連携				・実態把握及び関係支援機関との情報共有	・民生委員や主任児童委員との連携・情報共有		・ヤングケアラーの課題を踏まえ、対象世帯には他法他施策の活用により子を介護力としない援助方針の策定を、係会議等を通じて周知していく。	・なし
	課題・改善点		・現状、担当世帯においてヤングケアラー世帯が明確に特定できていないため、各担当の意識づけが難しい。	・対象世帯が閉鎖的な家庭環境の場合、家庭訪問においても実態把握が困難である。				・家庭訪問においても生活実態の詳細な把握は難しく、ブラックボックス化する恐れがある。	・民生委員及び主任児童委員は高齢化が進み、積極的な見守り協力は求めづらい。			
保健予防課	実施内容	・周知されてない									・特に実施せず。	・特に実施せず。
	課題・改善点	・ヤングケアラーに関する相談がなく、保健予防課として、ヤングケアラーについて何かを実施するという意識が希薄であるため。研修、講習会等に参加する	・実績なし	・相談機会がなかつたため、実施せず。				・相談機会がなかつたため、実施せず。	・相談機会がなかつたため、実施せず。			

実施状況調査の結果

課	支援フロー及び役割についての周知	②ヤングケアラーに関する周知・啓発	③区民・職員・団体向け研修(ヤングケアラーの基本・特徴、区の支援体制)	④ヤングケアラーの把握	⑤一次受け、聞き取り	⑥アセスメント、支援方針の検討	⑦協議会への連絡調整、役割明確化、支援計画策定(支援会議等の実施)	⑧支援の実施	⑨見守り	⑩ピアサポート等活動実動成	子どもを「介護力」とすることのない配慮について(課題等での取組)	子どもを「介護力」とすることのない配慮について(課題等への取組)	
金町保健センター	実施内容	・周知されている	・ヤングケアラーの支援をメインにした研修は実施していない。	・地区担当保健師が、支援を行う家庭に訪問したり、面接や電話相談することで気づくことが多い。 ・医療機関のMSWからの電話で把握することもある。				・①子ども家庭係へつなぎ、協力して支援を開始する。 ・②支援家庭の環境調整(訪問看護や家事援助などの福祉サービスの導入)を行っている。	・家族支援の一環として継続した支援を行っている。		・ヤングケアラーに限らず、各保健センターで各地区担当の支援するケースの共有、支援方法の検討などを実施する会議を月1回開催している。この中で、ヤングケアラーかどうかの判断や子ども家庭係との連携、必要なサービスの提案などが行われている。	・訪問看護や相談支援事業所の職員などとも、情報の共有や対応について連携している。子ども家庭係、生保のCWなど他部署とも連携を行っている。	
	課題・改善点												
(子ども・子育て政策課)	実施内容	・周知されている	・ポスターを作成し、学校や図書館、関係各課に配付した。 ・支援事業者を対象として、東京都作成のヤングケアラー支援DVDの貸出を開始した。	・職員や支援者等を対象に、ヤングケアラーに関する基本的な知識や葛飾区内における支援体制の理解を目的に研修を開催した。 ・区民を対象に、研修と同内容の講演会を開催した。	・ヤングケアラーを含めた課題のある子ども・若者を発見した際には、連携できる体制づくりを進めている。	・現状、ヤングケアラーから相談はないものの、相談があった際には、必要な情報報告を丁寧に伺い、その内容に応じて適切な支援機関を紹介する。	・若者相談窓口において、円滑に関係機関への接続ができるようにするための、必要な情報報告を丁寧に伺い、その内容に応じて適切な支援機関を紹介する。	・現状、ヤングケアラーから相談はないものの、相談があった際には、必要な情報報告を丁寧に伺い、その内容に応じて適切な支援機関を紹介する。	・子ども・若者支援活動費助成団体において、共感型支援や寄り添い支援を実施している。	・若者相談窓口及び子ども・若者支援活動費助成団体において、見守りを実施している。	・ピアサポート、オンラインサロンを運営する団体に対して、運営費の補助を行った。(1団体)	・子どもを「介護力」としないようすることを目的とした研修や講演会を職員や事業者向けに実施している。(本課職員は直接若者に支援を実施しないため、若者に支援を行う若者相談事業の取組については、(関係機関への取組)欄に記載する。)	・若者相談事業において、若者の相談内容が親の介護やきょうだいの世話など、世帯の状況に起因して生じている場合には、若者本人の意向を丁寧に聴き取った上で、家庭内で若者が過度な負担を抱えることのないように配慮しながら、適切な支援機関につなぐことができるよう受託事業者と協議し、実践できる体制を整えた。
	課題・改善点		・支援DVDにおいて、貸出が少ないため、関係機関を通じて情報提供を行う。										
子育て応援課	実施内容	・周知されてない		・行っていない	・窓口対応時などに、把握の可能性がある。								
	課題・改善点	・本課窓口では、日常的にヤングケアラーを把握する可能性があり、既に関係機関と連携して対応しているので、支援フロー及び役割を十分に周知していくなかった。改めてヤングケアラーの支援フローや、関係各課の役割図を職員に配布し、対応方法の情報を共有する。		・職員が取り組める支援の対応方法(フロー図など)が周知されていない。対応方法を身近に理解できるように、情報を発信する。	・職員が取り組める支援の対応方法(フロー図など)が周知されていない。対応方法を身近に理解できるように、情報を発信する。			・ひとり親家庭に対し、母子生活支援施設の利用などの支援を行っている。	・母子生活支援施設と連携し、必要な見守りを行っており、関係各課との情報共有を行っている。		・本課職員は直接若者に支援を実施していないが、課題の整理をし、母子の意向を聞き対応している。	・聞き取った状況を次の連携先へつなげるために、丁寧な引継ぎを行っている。	
子育て施設支援課	実施内容	・周知されてない		・職員の研修参加については職員の任意としている。私立教育・保育施設については、子育て政策課から各園への周知依頼があれば対応している。	・ヤングケアラーを把握するための取り組みは行っていない。			・保護者がヤングケアラーの負担軽減目的で一時保育等の支援を受けることは可能。	・ヤングケアラーの相談を受けたことがなく、見守りも行っていない。		・特にない。	・特にない。	
	課題・改善点	・日々の業務の中でヤングケアラーの情報に触れる機会が多く、課全体として必要性の認識が乏しいため。私立教育・保育施設から相談があった場合に適切な部署につなぐことができるよう、課全体で最低限の知識を身につける必要がある。		・課全体で必要な知識を身につけることができるよう、課全体として研修参加に取り組み、参加できなかつた職員には資料を回観するなどして知識習得に努める。	・私立教育・保育施設からの相談があつて初めてヤングケアラーの存在を把握できる。(現在までに相談なし)			・一時保育等のサービス実施の判断は保育施設で行っており、ヤングケアラーの負担軽減目的の利用者がどれだけいるかは不明。	・私立教育・保育施設から相談を受けた場合には、施設と連携して見守り等を行えるようにする。				

実施状況調査の結果

ヤングケアラー支援フローについて

1 相談窓口

ヤングケアラーに関する相談窓口は、基本的に子ども総合センターとし、世帯の困りごとの相談の中でヤングケアラーに関する相談を受ける可能性のある暮らしのまるごと相談課、若者のヤングケアラーに関する相談を受ける可能性のある若者相談窓口についても位置付ける。

2 ヤングケアラーを発見した際の団体等の対応

(1) 庁内関係各課等

関係各課が提供している家事等の支援メニューにより、ヤングケアラーが世話をしている家族等を支援し、ヤングケアラーの負担軽減を図る。また、家族等に支援を提供する際には、世帯の子ども・若者にも目を向け、ヤングケアラーとなっている可能性がある場合には、必要に応じて子ども総合センター等に連携するとともに、見守りを行う。

(2) 自治町会やボランティア団体等

子ども総合センター等に連携するとともに、必要に応じて見守りを継続する。

3 ヤングケアラーが連携された後の相談窓口の対応

(1) 子ども総合センター

対象世帯の調査・ヒアリングの実施、支援方針の検討、支援会議の実施及び支援を行う。また、他機関連携が必要な場合は、他部署と連携して支援する。

(2) 暮らしのまるごと相談課

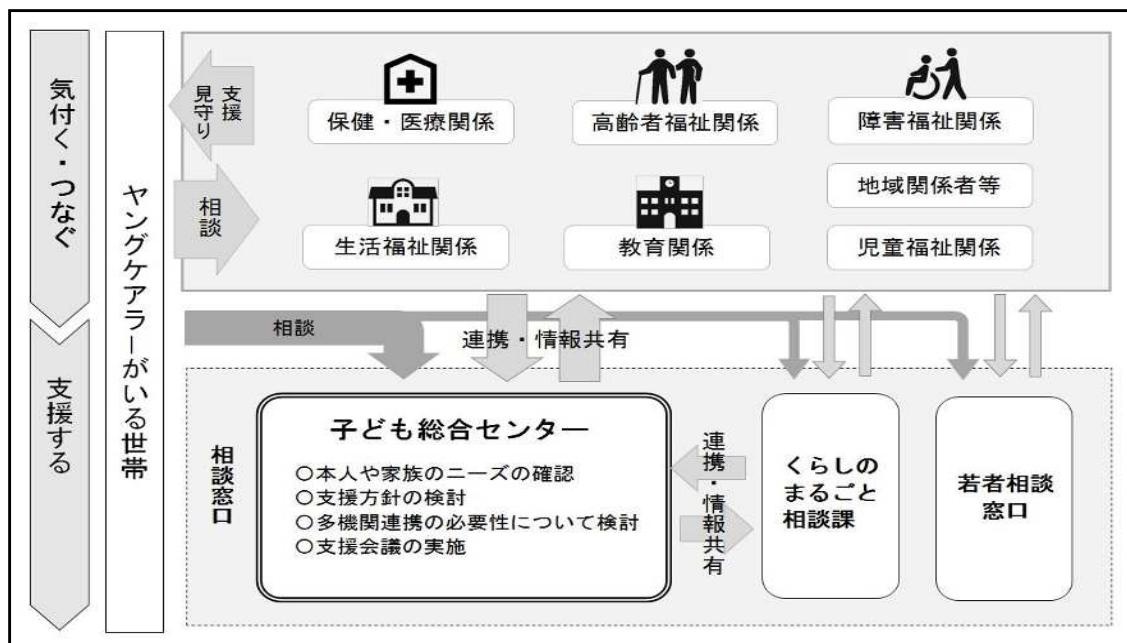
対象世帯の調査・ヒアリングの実施、支援方針の検討や支援会議を実施し、ヤングケアラーがいる世帯のニーズに合った支援メニューを実施している他機関へつなげる。

(3) 若者相談窓口

支援方針を検討し、ヤングケアラーがいる世帯のニーズに合った支援メニューを実施している他機関へつなげる。

4 ヤングケアラー支援フローについて

下図のとおり



関係各課の役割について

1 ①ヤングケアラーに関する周知・啓発及び①区民・職員・団体向け研修

- (1) 子ども・若者担当課
 - ・区民向けヤングケアラー普及啓発ポスターの作成・配布や支援事業者を対象としたヤングケアラー支援マニュアルDVDの貸出を行う。
 - ・区民・職員・団体向けに、ヤングケアラーを発見するポイントや本区における支援フロー等に関する研修を行う。
- (2) 総合教育センター
 - ・各小中学校の教職員を対象としたヤングケアラーの研修を行う。
- (3) 子ども総合センター、くらしのまるごと相談課
 - ・研修テーマによって、支援事例や各課や関係機関との連携におけるポイントについて、現場の視点で紹介する。
- (4) その他関係各課
 - ・ヤングケアラーに関する知識を深めるために研修に参加する。(研修の内容等、必要に応じて関係機関に周知する。)

2 ②ヤングケアラーの把握

- (1) 全て
 - ・各課が要介護者等に支援を実施する際に、その世帯の子ども・若者がヤングケアラーになっていないか、普段接している子ども・若者にヤングケアラーになっている子ども・若者がいないかといった視点を持つことで、早期にヤングケアラーを発見できるようにする。

3 ①一次受け、聞き取り、①アセスメント、支援方針の検討

- (1) 子ども総合センター、くらしのまるごと相談課、子ども・若者担当課(若者相談)
 - ・ヤングケアラーに関する相談を受け付け、家族等のケアの状況や利用中の福祉サービス等の確認をした上で、現状を分析し、支援方針を検討する。(現状通りの対応)

4 ②他機関への連絡調整、役割明確化、支援計画策定(支援会議等の実施)

- (1) 子ども総合センター、くらしのまるごと相談課
 - ・支援会議等の仕組みを活用し、関係機関と情報を共有するとともに、支援計画策定し、関係機関の支援における役割を示す。(現状通りの対応)
- (2) 子ども・若者担当課(若者相談)
 - ・若者のヤングケアラーの相談を受け付けた場合、関係各課と連携する。(現状通りの対応)

5 ⑤支援の実施

- (1) 子ども総合センター
 - ・支援計画に基づき、子ども・若者や家庭に対しての支援を実施する。
- (2) くらしのまるごと相談課
 - ・支援計画に基づき、関係機関へつなぐまでの支援を実施する。
- (3) その他の関係各課
 - ・支援会議等で決定した役割に基づき支援を実施することで、ヤングケアラーの負担軽減を図る。
- (4) 子ども・若者担当課（助成団体）
 - ・助成団体において、ピアサポート等の共感型支援や支援団体による寄り添い支援を実施する。

6 ⑥見守り

- (1) 子ども総合センター
 - ・家族状況や本人のケア負担の変化等に早期に気付けるよう見守りを実施する。
また、関係機関と連携し情報の共有を主体的に行う。
- (2) くらしのまるごと相談課
 - ・関係機関と連携し情報の共有を主体的に行う。
- (3) 総合教育センター（学校）
 - ・学校において、家族状況や本人のケア負担の変化等に早期に気付けるよう見守りを実施する。
- (4) 子ども・若者担当課（助成団体）
 - ・助成団体において、家族状況や本人のケア負担の変化等に早期に気付けるよう見守りを実施する。
- (5) その他関係各課
 - ・ヤングケアラーが世話をしている家族等を支援する中で、ヤングケアラーのケア負担の変化等に早期に気付けるよう見守りを実施する。

7 ⑦ヤングケアラー等に係るピアサポート等活動費助成

- (1) 子ども・若者担当課
 - ・NPO法人等が実施するピアサポート等に係る活動費を助成する。

8 関係各課の役割について

下図のとおり

	子ども総合センター	くらしのまるごと相談課	総合教育センター	子ども・若者担当課	その他
気付く・つなぐ 支援する	⑦ヤングケアラーに関する周知・啓発			◎	
	①区民・職員・団体向け研修 (ヤングケアラーの概念・特徴、区の支援体制)	○	○	○	○ 関係団体
	②ヤングケアラーの把握	◎	◎	◎ 学校	◎ 助成団体 子育て・障害福祉・教育・高齢者福祉・保健医
	③一次受け、聞き取り	◎	○		○ 若者相談
	④アセスメント、支援方針の検討	◎	○		○ 若者相談
	⑤他機関への連絡調整、役割明確化、 支援計画策定 (支援会議等の実施)	◎	○		○ 若者相談
	⑥支援の実施	◎	○	○ 助成団体	◎ 子育て・障害福祉・教育・高齢者福祉・保健医
	⑦見守り	◎	○	◎ 学校	◎ 助成団体 子育て・障害福祉・教育・高齢者福祉・保健医
⑧ピアサポート等活動費助成		1 ヘー	—	ジ	
			◎主担当	○副担当	